

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 4
一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について (令和7年1月分)	… 7
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 10

令和7年2月4日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	東急バス 株式会社 (法人番号: 5013201004029) 代表者 古川 卓
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都目黒区東山3-8-1 (瀬田営業所) 東京都世田谷区上野毛4-37-7
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送車両法第58条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月2日、無車検運行の疑いを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(2)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月4日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニュープリンス高速バス株式会社 (法人番号：1010401104538) 代表者 鈴木 敦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都八王子市丹木町2-207-1 (本社営業所) 東京都八王子市丹木町2-207-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和6年9月3日及び令和6年9月11日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	富士ロケーションサービス 株式会社 (法人番号: 6010901010314) 代表者 池亀 真弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区給田3-26-3-901 (本社営業所) 東京都世田谷区給田5-9-18-101
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条の2
(6) 違反行為の概要	令和6年8月26日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社吉祥リムジン (法人番号: 4011701015083) 代表者 吉岡 勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区松島4-20-8 (江戸川営業所) 東京都江戸川区東松本1-16-4-203
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月17日、令和6年11月5日及び令和6年11月14日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年2月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 静和観光バス (法人番号: 6060002033953) 代表者 永島 浩行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県栃木市岩舟町静和2470-1 (本社営業所) 栃木県栃木市岩舟町静和2470-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月22日及び令和6年12月20日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和7年1月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20250115	有限会社誠タクシー(法人番号2060002012845) 代表者 佐藤 宣人	栃木県さくら市 氏家1854	氏家営業所	栃木県さくら市 氏家1854	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送車両法第58条第1項	令和6年7月9日及び令和6年10月1日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)	1	1
20250115	有限会社ダイヤタクシー(法人番号6040002006845) 代表者 大越 一朋	千葉県千葉市 花見川区檜橋 町1527-7	本社営業所	千葉県千葉市 花見川区檜橋 町1527-7	輸送施設の使用停止(60日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年6月20日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)事故の記録義務違反(運輸規則第26条の2)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任・高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	6	6
20250115	正和自動車株式会社(法人番号6011801008340) 代表者 樽澤 正人	東京都足立区 千住宮元町20 -2	本社営業所	東京都足立区 千住宮元町20 -2	輸送施設の使用停止(45日車)	道路運送法第15条第1項	令和6年6月14日及び令和6年6月28日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第15条第1項)、(2)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(3)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(7)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)法人役員の変更の未届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	5	5

20250115	藤田 英孝	東京都北区	個人	東京都北区	輸送施設の使用停止(10日車)輸送の安全確保命令	道路運送車両法第58条第1項	令和6年5月15日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)	1	1
20250115	伊豆箱根交通株式会社(法人番号2080101000154) 代表者 吉村 長男	静岡県三島市大場300	小田原営業所	神奈川県小田原市久野字神山471-1	輸送施設の使用停止(10日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和6年8月2日及び令和6年8月8日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	1	1
20250121	株式会社依屋観光(法人番号9090001012176) 代表者 望月 千代子	山梨県南巨摩郡早川町高住621	本社営業所	山梨県南巨摩郡早川町高住621	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法第9条の3第1項	令和5年9月26日、令和5年10月24日及び令和5年11月9日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法(以下、運送法)第9条の3第1項)、(2)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(4)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)整備管理者の変更の未届出(道路運送車両法第52条)	4	4
20250121	大都交通株式会社(法人番号7030001064258) 代表者 会田 皓章	埼玉県越谷市東越谷10-104-6	本社営業所	埼玉県越谷市東越谷10-104-6	輸送施設の使用停止(30日車)	道路運送法第13条	令和6年7月18日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	3	3
20250121	株式会社埼玉交通(法人番号1030001002974) 代表者 丸山 幸子	埼玉県さいたま市南区鹿手袋2-13-1	大宮営業所	埼玉県さいたま市北区吉野町2-272-7	輸送施設の使用停止(90日車)	道路運送法第23条第1項	令和6年7月26日及び令和6年8月6日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任義務違反(道路運送法(以下、運送法)第23条第1項)、(2)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(3)苦情処理の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第3条第2項)、(4)勤務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)指導主任者の選任・退任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号、第4号)、(10)法人役員の変更の未届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	11	9

20250121	小野塚 浩	神奈川県横浜市	営業所	神奈川県横浜市	輸送施設の使用停止(20日車)	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和6年9月12日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)	2	2
----------	-------	---------	-----	---------	-----------------	---	---	---	---

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年2月10日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	丸大運送 株式会社
	志賀 剛
	東京都千代田区神田淡路町1-15
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所
	東京都千代田区神田淡路町1-15
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分30日車
(5) 主な違反事項	運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年5月21日及び同年6月4日に監査を実施。9件の違反が認められた。</p> <p>(1) 疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）</p> <p>(2) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1～3項）</p> <p>(3) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(4) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(5) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(6) 整備管理者の選任（変更）届出違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条）</p> <p>(7) 運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）</p> <p>(8) 事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> <p>(9) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）</p>
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 33点
	当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 33点